

栃木県教育委員会定例会会議録

平成28年6月6日(月)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1 出席者(教育長及び委員)は次のとおりである。

1番(教育長)	宇田	貞夫
2番	吉澤	慎太郎
3番	伏木	由佳子
4番	工藤	敬子
5番	陣内	雄次
6番	岡	直樹

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教育次長	金田	繁夫
教育次長	池田	聖
参事(高校再編推進担当)	丹羽	章泰
総合教育センター所長	軽部	幸治
総務課長	松崎	禎彦
施設課長	江連	隆
教職員課長	大島	政春
学校教育課長	宇梶	宏美
特別支援教育室長	中田	誠
生涯学習課長	猪瀬	清隆
スポーツ振興課長	田代	哲郎
文化財課長	平野	裕
健康福利課長	伊藤	満
総務主幹	伊澤	純一
人権教育室長	鈴木	恵治
児童生徒指導推進室長	赤羽	浩
学力向上推進室長	田村	一
世界遺産登録推進室長	羽瀬	修

3 午前9時30分、教育長及び委員は全員出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に4番工藤委員を指名した。

5 教育長は、本日の議案等のうち、第1号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

6 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

7 報 告

- (1) 認定こども園の認定の要件を定める条例及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

教育長から説明を求められ、総務課長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔委 員〕

- ・ 弾力的な運用ができるようになるという点はよいと思う。
- ・ 教育長の臨時代理となった理由は何か。

〔事務局〕

- ・ 内閣府の政令の改正が3月下旬であり、そこから法令審査など庁内手続きに時間を要したことで、こども政策課から教育委員会への照会期間が短くなってしまったためである。

〔委 員〕

- ・ 現在小学校に勤務する教師の派遣は考えていないのか。
- ・ 幼保小の連携ということならば、派遣された教師が情報をフィードバックできればよい。

〔事務局〕

- ・ 派遣は考えていない。小学校教諭等の免許を持ちながら、現在家庭にいる方などを対象としている。
- ・ これとは別に、現在でも幼稚園等に小学校の先生が出向いて連携を図ることなどは行っている。

〔委 員〕

- ・ 採用責任は誰になるのか。

〔事務局〕

- ・ それぞれの認定こども園の設置者になる。

〔教育長〕

- ・ 「知事が保育教諭と同等の知識等を有すると認める者」については、きちんと定める必要があると思う。

〔事務局〕

- ・ こども政策課では、他県の動向等も踏まえながら、これから要綱等で定めることにしているとのことである。

〔委 員〕

- ・ 保育教諭だった方の復職なども後押ししていただいたい。
- ・ また、学童保育などでも、小学校教諭の免許状を持つ方の活用をしていただいたい。

〔委員〕

- ・ 国の配置基準では、4～5歳で30人に1人となっているが、現場からは厳しいとの意見が聞こえてくる。県の独自基準があってもよいと思う。

〔委員〕

- ・ 保育士は女性が多く、結婚、出産等による離職で、人材確保が大変だと聞く。足りないところへすぐに人材が回せる体制づくりも必要だと思う。

〔委員〕

- ・ 看護師の資格を持つ方が保育の現場に入っている場合もあると聞く。多面的な資格を持った方々が子どもたちに関わることで、質を落とさず、充実した質の確保につながっていくとよいと思う。

〔事務局〕

- ・ 只今の意見や要望については、こども政策課の方へ伝えて参りたい。

- (2) 平成29年度栃木県公立学校新規採用教員選考試験の応募状況について教育長から説明を求められ、教職員課長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ これまで女性の応募が多かったが、応募の男女比が半々になりつつある。要因として何が考えられるか。

〔事務局〕

- ・ 特に分析できる情報はなく、そのときの傾向としか言えない状況である。今回は、中・高の女性の応募者が減っている。

- (3) 平成29年度県立高等学校全日制課程の入学者選抜について教育長から説明を求められ、学校教育課長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 小山南高校のスポーツ科は特色選抜の割合を50%としているが、スポーツに特化するなら、もっと割合が高くてよいのではないか。また、一般選抜の学力検査と調査書評定の割合が6：4だが、これも学力検査の割合は低くてよいのではないか。

〔事務局〕

- ・ 当該校は、県立で唯一スポーツ科を導入しているが、導入当時、私立ではスポーツ選手を優先的に募集している学科もある中で、県立高校という位置づけの中では、当時の推薦入学の割合を50%にしようと決まった経緯がある。また、一般選抜も行う中で、意欲的に大学入試にチャレンジする生徒も出てきているとの報告も受けているので、いい面も生かしながら、

今のところはやっていければよいのではないかと考えている。

〔委員〕

- ・ スポーツそのものもできるが、将来スポーツの指導者への道筋も考えることができるという理解でよいか。

〔事務局〕

- ・ お見込みのとおりである。

〔教育長〕

- ・ スポーツのトップになるには思考能力も求められるという背景もあって、当時考えられた設定であると思う。

〔委員〕

- ・ 馬頭高校の普通科の一般選抜において、集団面接を課すようにした理由は何か。

〔事務局〕

- ・ こちらの水産科ではずっと個人面接を課していたが、生徒の受入れに当たり、普通科でも、集団面接ではあるが面接をして、子ども達の様子なども評価に入れていきたいと学校側が判断したためである。

〔委員〕

- ・ 特色選抜制度の検証も今後必要になってくると思うが、特色選抜の趣旨、入学した生徒の様子などはどうか。

〔事務局〕

- ・ 推薦入学の時は、中学校長の推薦ということで、志願者がしぼられ、倍率が一倍を切るということが続いた。これを改革し、中学校長の推薦がなくとも、自らの意志で応募ができるようにする、そのために高校側で資格条件を明確にする、ということで始めたのが、現在の特色選抜である。
- ・ 導入後は、応募してくる生徒の意欲が感じられるようになったと考えている。また、入学後の生徒と保護者へのアンケートでは、特色選抜制度に肯定的な意見が7割を超えており、おおむね今のところ、制度は良好であると捉えている。

- (4) 平成28年熊本地震に伴う被災生徒の県立高等学校入学料等の免除について教育長から説明を求められ、学校教育課長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ 高校では該当者、つまり避難者はいないとのことだが、関連で、義務教育のほうではどうか。

〔事務局〕

- ・ 把握している数は5名であり、そのうち3名は既に帰県している。現在は2名がこちらにいる。

〔委員〕

- ・ 文部科学省は「入学料等の納付が困難な者を対象」としているが、本県では独自に「被災した生徒は一律免除」としたとの解釈でよいか。また、他県はどうか。

〔事務局〕

- ・ お見込みのとおりである。また、近県も同様である。

(5) 平成28年度県立特別支援学校の幼児児童生徒数及び公立小・中学校特別支援学級の児童生徒数について

教育長から説明を求められ、特別支援教育室長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ 特別支援の対象者がこれまで増えてきている状況にあると思うが、この傾向は続くことが予想されるのか。

〔事務局〕

- ・ これまでは増加してきたが、平成24年度から増加傾向に変化が見られ、近年は2,500名前後で推移している。この後も全体の子どもの人数が減ってくる中で、特別支援の子ども達だけが増えてくることは考えにくいと捉えている。

〔委員〕

- ・ 高等部の本科の人数が増加したのは、宇都宮青葉高等学園が開校したことも一因として考えられるか。

〔事務局〕

- ・ 中学校卒業者の進路状況調査の結果を待ち、青葉学園の受検者等の状況を分析する必要があると思っている。

(6) とちぎ子どもの未来創造大学スタートアップ講座について

教育長から説明を求められ、生涯学習課長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 県が誘致したファナック株式会社へは講座を依頼していくのか。

〔事務局〕

- ・ 今後、依頼していきたい。

〔委員〕

- ・ 本県が全国で市場占有率の高い医療機器や輸送機器、レンズなどの分野についても、未来創造大学で取り込んでいてもらいたい。

〔委員〕

- ・ 親の都合などで交通手段がなく、参加できない子ども達もいると思うので、各学校を回るキャラバンのようなものも今後の発展形として考えていてもらいたい。

〔委員〕

- ・ 各講座の希望に偏りはないのか。偏った場合の振り分けはどうか。

〔事務局〕

- ・ 理系の講座に人気がある。受講は先着順である。

〔委員〕

- ・ できるだけ受入れ人数を増やしていてもらいたい。
- ・ それから、とちぎ未来大使「夢」講座については、未来大使1人で何講座を行うのか。

〔事務局〕

- ・ 大使1人につき、母校や所縁のある学校で行ってもらえるよう調整している。1校の方もいれば2校の方もいる。

〔委員〕

- ・ 対象を実施校に在籍する中学生だけとするのではなく、できれば、広く門戸を開いて、聞きたい人が聞けるようにしてもらえればよいと思う。

〔委員〕

- ・ 知的好奇心を刺激する取組がたくさんあるが、この他にも、森の中で遊びを体験するなどの体を使うものもあってよいと思う。また、例えば、着物の着付けなど日本文化を学ぶものや、1日アナウンサーをやってコミュニケーションを学ぶといったものもあるとよい。企業や大学などの組織でなくても先生をやってくださる人は県内にはいると思う。夏休みならではの膨らみを持たせた、遊びの要素も取り入れた講座を少しずつ加えていてもらいたい。

〔事務局〕

- ・ 座学だけでなく体験的な部分は大切にしていきたいと考えている。講座の拡充も進めて参りたい。なお、アナウンサー体験講座は昨年度既に実績がある。

〔委員〕

- ・ 参加したいけど参加できない子もいるように聞くので、参加したい子になるべく参加できるようにしていてもらいたい。

- ・ 一つ講座に入れてもらいたいのは「お酒」である。「お酒」は地域の文化でもあるので、地域を知ることにもつながると思う。

〔教育長〕

- ・ 委員の皆さんの期待が詰まっている事業であるので、参考にしてバージョンアップを図っていただきたい。

- 8 教育長は、審議に移る旨を告げた。
- 9 教育長は、第1号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。
- 10 第1号議案 栃木県生涯学習審議会委員の任命に関する教育委員会の意見について
第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 11 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午前11時6分、閉会した。